

インドネシア 大統領規則 2021 年 5 号

～リスクベースのライセンス取得要件の導入～

2021 年 5 月
One Asia Lawyers Indonesia office 代表
日本法弁護士
馬居 光二

1 最初に

インドネシアにおいては 2020 年 11 月 2 日に雇用創出に関する法律 2020 年 11 号（オムニバス法）が施行されました。同法は投資に関係する様々な法令を改正するもので、国内外の投資活動を誘致し、インドネシアでのビジネスを容易にすることで雇用を創出することを目的としております。同法の制定を受けて、政府は「リスクベースのビジネスライセンスの実施に関する 2021 年政府規則第 5 号」発行しました。

本件規則は、これまでビジネスライセンスの取得手続きを規定していた政府規則 2018 年 24 号を廃止し、新たな手続きを導入することで、手続きの合理化、効率化を目的としています。



2 主な変更点

(1) リスクのレベルに応じたライセンスの取得要件

本規則では、4つのリスクレベルが規定されており、それぞれのレベルごとに異なる取得要件が定められています。事業のリスクレベルは、その事業活動が健康、安全性、環境、資源の利用に基づいて決定されます（規則第 9 条）。

オムニバス法では、3つのリスクレベル（高、中、低）が規定されていましたが、今回制定された政府規則 No.5/2021 では、以下のようにリスクレベルが 4つに分類されております（オムニバス法第 7 条 7 項、規則第 10 条）。

a. 低リスク

低リスクに分類された企業は、商品やサービスの生産、流通、販売などの事業活動や商業活動を開始するために、事業者識別番号（Nomor Induk Berusaha、以下「NIB」）を取得するだけでよいとされております（規則第 12 条 1 項）。

この NIB は、上記事業者識別のための番号の他に、輸入者識別番号（Angka Pengenal Impor）、税関アクセス権（Hak Akses Kepabeanan）、ハラル保証書（低リスクの中小企業向け）、環境管理・監視能力証明書（Surat Pernyataan

Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup) (低リスクの企業のみ)等としての役割も果たすため、低リスクに分類された企業は、事業開始の際に大幅な緩和を受けることができることとなります(規則第12条2項等)。

b. 中・低リスク

中・低リスクの活動を行う企業は、事業を開始する前に NIB とスタンダード証明書 (Sertifikat Standar) を取得しなければならないとされております(規則第13条1項)。

この標準証明書とは、特定の事業実施基準を満たしていることを示す声明を意味しており、(規則第13条2項)。標準証明書は中・低リスク事業、中・高リスク事業の双方で必要とされていますが、中・低リスク事業の場合は事業者自ら作成すればよいとされております(規則第13条2項)。

c. 中・高リスク

中・高リスク活動を行う事業者は、NIB を取得した上で、事業の準備活動を行う必要があります(規則第14条6項)。

この場合のスタンダード証明書は、関連する政府機関が、当該事業者が特定の事業の実施基準に適合しているかどうかを検証した上で、これを満たしていると判断した場合のみ発行される証明書です。

各事業者は、NIB 及び検証を受けていない形でのスタンダード証明書を取得した上で準備活動を開始し、各省庁の検証を経た上で有効なスタンダード証明書が発行されます。

この場合の準備活動とは、土地の調達、建物の建設、設備の購入、従業員の雇用、事業基準の充足、実現可能性調査の実施などのことを指します(規則第14条7項)。

事業者が定められた基準員したがって標準証明書を取得せず、NIB を取得してから1年以内に準備活動を行わない場合、OSS は NIB を取消すとされております(規則第14条6項)。

d. 高リスク

高リスクに分類されたビジネスは、リスクベースの最上位に位置します。この場合、事業者は NIB に加え、あらゆる事業を開始する前に、当該事業活動を行うための中央政府または地方政府による承認という形での事業許可を取得する必要があります。また、事業によっては中央政府または地方政府が、それぞれの権限に基づいて、各基準の充足を検証した上で発行する製品および/または事業活動に関するスタンダード証明書を取得する必要があります。

(2) 対象となるビジネスセクター

本規則においてはリスクベースのビジネスライセンスの実施は、以下のセクターを対象としています（規則4条1項）

1	海洋および漁業	9	交通手段;
2	農業	10	健康、薬、食品
3	環境と林業	11	教育と文化
4	エネルギーおよび鉱物資源	12	観光
5	原子力	13	宗教
6	製造業	14	郵便、電気通信、放送、および電子システム及び電子取引。
7	貿易	15	防衛とセキュリティ
8	公共事業および公営住宅;	16	労働力

また、各事業にリスクベースのビジネスライセンスには以下が含まれるとされており、（規則4条2項）。

- a 参照 KBLI / KBLI コード、KBLI タイトル、活動の範囲、リスクパラメータ、リスクレベル、ビジネスライセンス、期間、有効期間、およびビジネスライセンス権限
- b リスクベースのビジネスライセンスの要件および/または義務
- c リスクベースのビジネスライセンスガイドライン。そして
- d 事業活動および/または製品に関する標準証明書

上記 a は本規則別表 1 に、b は別表 II に、c は別表 III に記載されております（規則 4 条 3,4,5 項）。d については各省庁が制定する規則において規定されるとされており、（規則 4 条 6 項）。各省から発行される規則について、現在までのところ、①農業、貿易、公共事業及び公営住宅、観光、郵便、電気通信、放送、および電子システム及び電子取引、労働力の 6 分野において既に施行規則が公布されております。

したがって、今後インドネシアへの投資を検討する企業は、想定する事業内容をもとに、上記の各表からリスクレベル、各要件等を確認の上 OSS を通じて申請を行うことになると考えられます。なお、想定する事業が何に該当するかは非常に細かく規定されているところ、省庁への確認も含め、現地法律事務所による調査を推奨致します。

(3) 監査手段の強化

本規則では、リスクベースのライセンスを実施するために、監督手段についても段階が追加されております。同規則では、（i）定期的な投資実現報告書（laporan

kegiatan penanaman modal) 及び (ii) 関連政府機関による監査後の監督に加えて、事業者に対する監視の一環として現地検査を導入しております (規則 220 条)。

関連する政府機関による現地検査の実施として、管理的検査、物理的検査、試験、指導、コンサルティングが規定されております (規則 222 条 2 項)。各事業者は、事業所ごとに少なくとも年 1 回の実地検査を受けることとなりますが、中・高リスクの事業者は年 2 回の実地検査を受けることとなります (規則 222 条 4 項)。また、事業者が、検査官から基準に準拠していると評価された場合、当該事業者は次年度の実地検査を免除、削減される可能性があるとしております (規則 222 条 5 項)。

また、本規則では、従来のライセンス制度における報告義務が見直されており、事業者は以下を提出する必要があります。

1. 投資と人材の実現に関する四半期報告書 (221 条 2 項 a)
2. 生産、企業の社会的責任、パートナーシップ、トレーニング、技術移転の実現に関する年次報告書 (221 条 2 項 a)

上記の監督措置の結果は、関連する政府機関が事業のリスクレベルを見直し、評価するために使用されます。

3 最後に

本規則は公布日に施行され、これによりこれまでビジネスライセンスの取得手続きを規定していた政府規則 2018 年 24 号を廃止されます (規則 565 条)。

本規則においては、施行から 2 ヶ月以内にさらなる施行規則が規定されるべき旨定められており、前述のように既に 6 分野について施行規則が公布されています (規則 566 条 a)。また、OSS を介したリスクベースのビジネスライセンス取得手続きは本規則制定から 2 ヶ月以内に実装されると規定されています (規則 566 条 b)。

本規則制定後も、それ以前に有効なビジネスライセンスを取得していた事業者 (コミットメントを充足している事業者) は影響を受けないとされています (規則 562 条 a)。他方で、既にコミットメント付きのビジネスライセンスを取得しているものの、当該コミットメントを充足していない事業者は、本政府規則に基づいて申請が処理されると規定されております (規則 562 条 b)。その結果、現時点で有効なビジネスライセンスの取得を受けていない事業者は、本規則に合わせた形で調整を図る必要がある可能性があります。

上記のように、本規則制定後 2 ヶ月以内にさらなる施行規則が発行され、4 ヶ月以内にあらたな OSS のプラットフォームの導入が予定されているところ、同 OSS プラットフォームとの関係や、ライセンスの取得システムの詳細については今後も BKPM を中心とした政府、省庁が発する情報に注意する必要があります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本及び ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本及び ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

<筆者>



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal